

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年5月9日

収支等命令者

佐賀県県土整備部下水道課長 黒嶋 欣吾

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度浄化槽台帳の整備に係るデータ整理業務委託
- (2) 委託業務の仕様 令和7年度浄化槽台帳の整備に係るデータ整理業務委託仕様書
による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年12月19日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (2) 過去5か年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（広域連合又は一部事務組合の特別地方公共団体を含む。）と同様の種類（データ整理業務等）の契約を締結し、かつ、これを誠実に一件以上履行した者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）、営業概要書（様式2）、同種業務の履行実績調書（様式3）を添付の上、令和7年5月16日（金）17時までに下記の担当課に持参、メール又は郵送（必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※ 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土整備部下水道課 浄化槽担当

TEL 0952-25-7185

E-mail gesuidou@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年5月22日（木）までに通知します。

5 入札手続等に関する事項

（1）契約条項に関する問合せ先

3の担当課に同じ。

（2）入札説明会

実施しません。

（3）入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年5月26日（月）11時00分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目5-14
佐賀県旧自治会館 2号会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

（入札書を郵送する場合は簡易書留とし、令和7年5月23日（金）17時までに3の担当課に必着とします。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「令和7年度浄化槽台帳の整備に係るデータ整理業務委託入札書 在中」と朱書きしてください。）

(4) 入札に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うこととします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(6) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1 人で 2 以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 期限内に入札を行わない者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(8) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(10) 再度入札に関する事項

第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。この場合において、郵便により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合、再度入札を辞退したものとみなします。

入札は原則 2 回を限度とし、落札者がいないときは、再度入札した者のうち、最低の価格で

入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

- ① 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
- ② 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額
- ③ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額
- ④ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
- ⑤ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
- ⑥ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 2 に掲げる要件のすべてを満たす者で、国・地方公共団体等との間において、当契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

【ウ②の 定義 について】

- 「国・地方公共団体等」…国・地方自治体の他、独立行政 法人、国立大学法人、地方独立行政法人を含みます。
- 「同種」の契約…データの整理、データのスクリーニング業務とします（調査分野は問いません）。
- 「同規模」の契約…数万件以上のデータを扱う業務、同等なデータ量又は広範なデータ量を扱ったものとします。
- 「過去 2 年間」…入札参加資格申請の提出期限日 を基準として、令和 5 年 5 月 22 日から令和 7 年 5 月 22 日の間に、履行期限を迎えたものとします。

※過去実績により

入札保証金の免除を希望する場合は、入札参加資格確認申請時に、契約書、仕様書、完了認定通知の写し等、上記のことが確認できる書類を同種業務の履行実績調書に添えて提出してください。

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができます。具体的には (1) 入札保証金のイと同様です。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除します。

- ① 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 2 に掲げる要件のすべてを満たす者で、国・地方公共団体等との間において、当契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

7 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約を締結するにあたり、契約書の作成を要します。
- (3) 委託料については業務完了後、適正な請求書を受領してから 30 日以内に支払います。

8 問合せ先（3 の担当課と同じ）

佐賀県県土整備部下水道課 浄化槽担当

TEL 0952-25-7185

E-mail gesuidou@pref.saga.lg.jp